

横浜市鶴見川漕艇場 利用規程の改定等のご説明

安 全 講 習 会
令和8年6月14日（日）

横浜市鶴見川漕艇場の管理運営の仕組み

設置者：横浜市にぎわいスポーツ文化局
管理者：公益財団法人横浜市スポーツ協会



横浜市鶴見川漕艇場利用規程
(令和8年4月1日最近改正)
横浜市鶴見川漕艇場安全管理運営要綱
(令和7年9月1日制定)

協力及び支援者：NPO法人横浜市ローイング協会等

1 漕艇場の優先利用のルール制定 (利用規程第9条) 令和8年4月1日改定

(1) 優先利用とは

保管艇及び貸与艇の利用申請が始まる利用日の2ヶ月前の前日までに承認を得て、漕艇場の全体を貸し切り利用することを「優先利用」といいます。

1 漕艇場の優先利用のルール制定

(2) 公共施設での特別な配慮

公共施設は、みんなが利用できることが原則ですが、「優先利用」は市民の利用権利を制限する特別な行為です。

公共施設はみんなが
利用できる



1 漕艇場の優先利用のルール制定

(3) 優先利用と認められる事業
スポーツ振興の観点から公益性があると
認められる事業

【公益性がある事業とは】

① 国、県、市レベルの広域な大会

② 多くの市民が広く参加できる事業



1 漕艇場の優先利用のルール制定

(4) 優先利用を許されている団体

①横浜市 各区役所 横浜市教育委員会

②公益財団法人横浜市スポーツ協会

③公益財団法人横浜市スポーツ協会加盟
団体及びこれらに類する団体とする。

加盟団体：NPO法人横浜市ローイング協会

(4) 優先利用団体に規定された団体

③横浜市ローイング協会以外の団体が
これらに類する団体になります。

注意

→ 事前に団体及び事業の公益性の確認が必要

「これらに類する団体」が優先利用申請する際は、下記書類を漕艇場に提出して承認を受けなければなりません。

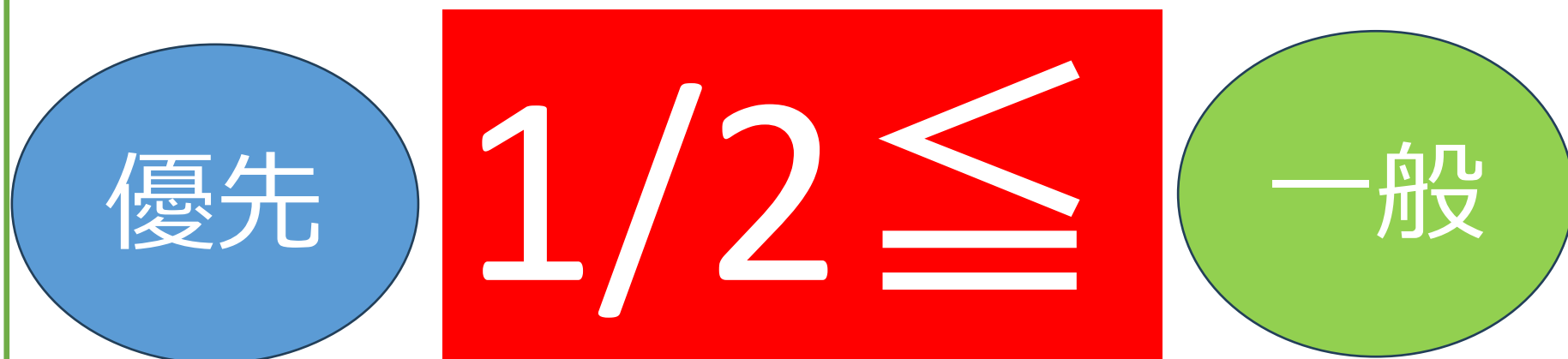
- ①団体等の概要（規約、組織及び事業内容）
- ②団体当該年度の活動計画書
- ③団体当該年度予算書・前年度決算書
- ④当該事業計画書
- ⑤当該事業収支予算書

(5) 土・曜・祝日の優先利用の範囲

利用枠の範囲 (原則月単位)

大会やイベント開催日として土曜・日曜・祝祭日を優先利用する場合は、 $1/2$ 以下が原則になります。

残り $1/2$ については、一般利用枠として開放しなければなりません。



2 漕艇場内艇庫の保管のルール変更

【現在の状況】

艇庫利用が
いっぱい

普段利用し
ていない人
が艇を保管
している

料金滞納が
ある

継続利用
申込書の
不提出

2 漕艇場内艇庫の保管のルール変更 (利用規程第5条第2項第1号)

(1) 漕艇場に艇を保管する場合
利用開始希望月の
3ヶ月前の1日から
1ヶ月前の15日まで



(2) 艇庫に保管する申請者は、以下の4条件について承諾の上、申し込まなければなりません。

2 漕艇場内艇庫の保管のルール変更



(2) 艇庫保管の申請者の承諾 4 条件

- ア 1年間以上保管物の利用がない場合は、当契約の継続ができません。
- イ 1年間以上利用がない場合は、速やかに艇や機材等を撤去しなければなりません。
- ウ 1年間以上利用がない場合や保管料の支払いを怠った場合に、漕艇場の撤去に応じないまたは連絡が不通の際に漕艇場は保管中の艇及び機材等を処分できる。
- エ 処分費用（実費分）は、請求書に基づき支払わなければならない。